練馬区立石神井西小学校ＰＴＡ規約

保　存　版

令和５年６月発行

練馬区立石神井西小学校ＰＴＡ規約

第１章　　名　　称

第１条　この会は練馬区立石神井西小学校ＰＴＡといい事務所を石神井西小学校内におく。

第２章　　目的および活動

第２条　（目的）　この会は子供のしあわせをめざして、家庭と学校と地域社会がそれぞれの立場で協力しあい互いの向上と親睦をはかる。

第３条　（活動）　この会は第２条の目的をはたすため、次の活動をする。

１．学校と家庭とが連携をはかり、教育に対する理解を深める。

２．保護者と教員との話し合いや学習につとめる。

３．子供たちの住みよい生活環境を作ることにつとめる。

第３章　　方　　針

第４条　この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動する。

１．　この会は、自主独立のもので、他のいかなる政党宗教団体等の干渉も受けず、また営利目的とする行為は行わない。

２．　この会は児童の福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。

３．　この会は教育財政の確立のために保護者教員の声を国および自治体に反映させる。

４．　この会は教育の問題について意見を述べたり討議したりする学校の管理や人事に干渉しない。

第４章　　会　　員

第５条　本会の対象は、本校児童の保護者と本校教員である。

第５章　　会　　計

第６条　この会の経費は会費および寄附金その他の収入によって支弁する。

第７条　この会の会計は総会において議決された予算に基づいて、行われる。

第８条　この会の会費は、運営委員会において議決し総会に報告する。

第９条　この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。

第１０条　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第６章　　役　　員

第１１条　この会の役員は次の通りとする。

１．会　長（１名）　　保護者

２．副会長（４名）　　保護者３名・副校長

３．庶　務（３名）　　保護者２名・教員１名

４．会　計（３名）　　保護者２名・教員１名

第１２条　役員の任務は次の通りとする。

１．会　長…本会を代表し、会務を総括する。

２．副会長…会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

３．庶　務…この会の議事ならびに、活動に関する重要事項を記録し運営上必要なすべての事務を処理する。

４．会　計…この会の会計事務を処理し、また財産を管理し総会において決算を報告する。

第１３条　役員の任期は１年とする。但し同じ役員の職については１回限り再任することができる。

第１４条　役員は兼任することができない。

第１５条　役員に欠員が生じた時は、運営委員会にはかり承認決定後、全会員に報告し補充する。但し、会長の場合に限り副会長の中から補充する。補充によって就任した役員の任期は前任者の残りの期間とする。

第１６条　役員選出は次の方法で行う。

役員候補者は互選会で選出し、運営委員会に報告、年度末総会において承認を求めて決定する。
但し、教員役員はこれに準じない。

第７章　　会　計　監　査

第１７条　会計監査は２名で構成され、その年度の会計を監査し、年度初め総会にその結果を報告する。

第１８条　会計監査は役員および委員とは兼任する事はできない。

第１９条　会計監査の選出は、役員による一般公募で選出し、運営委員会に報告、年度末総会において承認を求めて決定する。

第８章　　総　会

第２０条　１．総会は、この会の最高議決機関であって全会員をもって構成する。
なお、形式としては対面総会あるいは書面総会（電磁的方法を含む）とする。
２．会員の議決権は１家庭につき１票とする。

第２１条　総会は毎年年度初めと年度末に定期に開くほか、運営委員会で必要と認めた時、又は、家庭数の５分の１以上の要求があった時に臨時に開く。

第２２条　総会では次のことを行う。
１．議長選出
２．年度初め総会（１）前年度の決算報告および承認
（２）本年度事業計画および予算の審議決定
（３）その他重要事項の議決
年度末総会　（１）会務の報告
（２）次年度役員ならびに実行委員会委員長、
会計監査の承認決定
（３）その他重要事項の議決

第２３条　総会は家庭数の５分の１以上の出席をもって成立する。但し委任状は出席とは認めるが議決権はない。
書面総会（電磁的方法を含む）での決議は、原則として、会員の書面による議決権により決議するものとする。この場合において、家庭数の３分の１以上の議決権行使書の提出があった場合に総会は有効なものとする。

第２４条　総会の議決は出席家庭数の過半数の同意を必要とする。書面総会での決議は、議決権行使提出者の過半数で決する。なお、可否同数のときは、否決とする。

第２５条　学校長および副校長はすべての会に出席し意見を述べることができる。

第９章　　役　員　会

第２６条　役員会は役員および学校長をもって構成される。

第２７条　役員会は、運営委員会に提案する事項、その他必要事項を協議する。

第１０章　　運　営　委　員　会

第２８条　運営委員会はこの会の役員、各委員会の委員長、学級委員の学年代表　および学校長を以って構成する。但し、各委員会より委員長の他１名同席　できることとする。

第２９条　運営委員会は毎月開くことができ、次の事項について審議する。
１．総会に提出する議案を作成
２．役員会で協議された事項
３．各委員会によって立案された事業計画の調整
４．会員からの特に委任された事項
５．役員および会計監査の欠員を生じた時の補充
６．その他運営委員会が必要と認めた事項を審議決定することができる。

第３０条　運営委員会は委員の半数以上が出席しなければ成立しない。

第３１条　運営委員会は、会長又は委員の半数以上が必要と認めた時に開く。

第１１章　　委　員　会

第３２条　この会の委員会には、実行委員会、特別委員会がある。

〈実行委員会〉

第３３条　実行委員会の委員は、会の中から次のように選出し構成する。

１．各実行委員長の候補者は互選会で選出し、運営委員会に報告、年度末総会において承認を求めて決定する。

２．学級委員および企画委員は各学級から選出する。広報委員および校外委員は学級にこだわらず、立候補優先とする。なお、委員会ごとに、副委員長を互選する。

３．教員は、役員を除き、全員各委員会に所属する。

４．実行委員会の委員は兼任できない。

第３４条　実行委員会の種類と任務は次の通りとする。

１．学級委員会…各学級ＰＴＡの運営、活動の円滑化をはかる。

２．広報委員会…会報出版等の企画立案

３．企画委員会…ＰＴＡ主催・協力行事の運営

４．校外委員会…児童の校外活動及び安全に関する企画立案、子供会の連繋

上記の実行委員会によって、企画された事項は運営委員会にはかり、その議決を経て執行する。

第３５条　各実行委員会は毎月定例会を開くことができ、必要に応じて全体または合同委員会を開くことができる。

第３６条　委員の任期は１年として欠員補充による委員の任期は前任者の残りの期間とする。

〈特別委員会〉

第３７条　特別委員会は特定の目的を遂行するため、運営委員会で必要と認めた時設けることができる。但しその委員は、運営委員会にはかって会長が委嘱する。この委員に限り他の委員と兼任することができる。

第１２章　　規　約　改　正

第３８条　この規約は、総会において、出席家庭数の３分の２以上の賛成により改正することができる。
書面総会での決議は、議決権行使提出者の３分の２以上の賛成により改正することができる。
但し、改正案は総会の少なくとも７日前には、その内容を全会員に通知しなければならない。

第１３章　　細　則

第３９条　この会の運営に関し必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会が定める。
運営委員会は細則を制定し又は、改廃した場合は文章をもって全会員に通知しかつ次期総会に報告しなければならない。

第１４章　　個人情報の保護

第４０条　本会が第２条に規定する目的の達成のため、ＰＴＡ活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理について、「個人情報取扱規程」を定め適正に運用するものとする。

付則　　この規約は昭和５９年４月１日より改訂施行する。

昭和６０年３月　７日、一部付加。
平成　２年４月　１日、一部改訂。
平成　３年４月　１日、一部改訂。
平成　４年４月　１日、一部改訂。
平成　９年３月１４日、一部付加・改訂。
平成　９年５月３１日、一部改訂。
平成１２年３月１５日、一部改訂。
平成１５年３月１２日、一部付加・改訂。
平成１６年３月　３日、一部付加・削除・改訂。

平成１８年３月　１日、一部改訂。
平成２０年３月　３日、一部改訂、削除。
平成３１年４月　１日、一部付加・改訂。
令和　２年４月　１日、一部付加。
令和　５年４月　１日、一部改訂。
令和　５年６月　１日、一部改訂。

石神井西小学校ＰＴＡ細則

第１条　　会　費

１．会費は１家庭あたり年額２，０００円とする。但し、本会の運営において特別な事情がある場合はこの限りではない。また、会費は会員の負担を軽くするため、適正金額とし、剰余金を含めて毎年検証を行い決定することとする。

２．納入方法は、年１回、一括納入とする。

①　転入の場合は転入月より徴収する。

②　転出の場合は転出する１４日前までに連絡し、連絡があった場合のみ返金する。

第２条　　実　行　委　員　会

各実行委員会の委員長は互いに連絡をとりあい活動する。　又、各学級より選出された委員には補佐はつけない。

１．学級委員会

①　学級ＰＴＡはＰＴＡ活動の基本となるもので、規約の目的である子供のしあわせについて話しあえる場をもつため、保護者が主体となって計画し運営する。

②　他クラス委員（広報委員・企画委員）と協力しあい、学級ＰＴＡの活動を運営する。

③　学級委員の中から学年代表（各学年の中から１名）を選出し、運営委員会に出席する。

④　円滑な学級運営に向け、教員と保護者の意見交換をする場をもうける。

⑤　他校のＰＴＡや関係諸機関との情報交換につとめる。

２．広報委員会

①　ＰＴＡだより「ひろば」を発行して会員の意識関心を高めＰＴＡ活動の一層の発展をはかる。

②　他校のＰＴＡや関係諸機関との情報の交換につとめる。

３．企画委員会

ＰＴＡ主催・協力行事を運営する。

４．校外委員会

①　学級ＰＴＡと共にＰＴＡ活動の基本となる地域単位（班）の集まり。

②　地域の子供の遊び場および通学路・校外問題を話しあい活動する。

③　地域活動へ参加し協力する。

④　他校ＰＴＡや関係諸機関との情報の交換につとめる。

第３条　　サ　ー　ク　ル　活　動

１．会員が、相互の親睦を図るため活動する有志の集まりをサークルという。

２．サークルは、会長の承認を受けて活動できるが、承認する時は、運営委員会に諮り、議決を得なければならない。解散についても同様とする。

３．サークル活動は、それぞれ自主的に運営する。

４．大会分担金は小Ｐ連加盟の父親ソフトボール部、バレーボール部、卓球部に支給し、サークル活動費は新年度４月１日の時点で活動しているサークルに対して支給することが出来る。

５．代表者は、年１回サークル懇談会に出席し、情報交換を行う。

６．練馬区本大会に出場したサークルにおいては、お祝いを予備費より支給する。

７．サークル活動の際の備品に関して

① 高額備品は年度末に予算として申請し、承認を得なければならない。
年度初め総会に諮り、承認決定後支給とする。
② 備品故障の際、学校にて未購入の備品のみ都度役員会に諮り、議決を得なければならない。
③ 必要消耗品においては、各サークル内で負担とする。

第４条 この細則は、運営委員会において、出席者の３分の２以上の賛成により改正することができる。
但し、改正案は、運営委員会の開催の少なくとも７日前にはその内容を運営委員に通知する。

付 則 昭和５９年４月１日より実施する。
昭和６０年４月 １日、一部改訂。
昭和６２年４月 １日、一部改訂。
平成 元年４月 １日、一部改訂。
平成 ９年３月１４日、一部改訂。
平成 ９年５月３１日、一部改訂。
平成１０年１月３１日、一部改訂。
平成１２年３月１５日、一部改訂。
平成１５年３月１２日、一部改訂。
平成１６年３月 ３日、一部改訂・付加。
平成２０年３月 ３日、一部改訂。
平成２６年６月 ６日、一部改定。
平成３１年４月 １日、一部付加。
令和 ２年４月 １日、一部改訂。
令和 ５年４月 １日、一部改訂。
令和 ５年６月 １日、一部改訂。

練馬区立石神井西小学校ＰＴＡ慶弔内規

第１条
この規程は、石神井西小学校ＰＴＡに関する慶弔見舞金の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

第２条
会員相互の親睦をはかるために、次の弔慰を行う。
弔慰見舞
１、会員及び在学児童が死亡した時 ５，０００円

第３条
次の場合には表意を行う。
１、児童 傷病見舞（入院１ヶ月以上） ３，０００円
２、ＰＴＡ会員 会員会務並びに教員公務のため不慮の傷害を受けた時には、役員会において処理する。
見舞金 ３，０００円程度

第４条
前各条に属さない事項または特に審議を必要とする場合は運営委員会において決定する。
但し、緊急の場合には会長、副会長において処理し運営委員会に報告する。

付 則 本内規は昭和５９年４月１日より実施する。
平成３１年４月１日、一部改訂。

令和　５年４月１日、一部改訂。
令和　５年４月１日、一部改訂。
令和　５年６月１日、一部改訂、削除。